債権者集会招集

平成２３年（フ）第１８０号
愛知県岡崎市洞町字西浦23番地９
破産者　有限会社丸宇土木
１　期日　平成24年２月13日午後３時40分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年11月４日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２４号
新潟県佐渡市下新穂521番地１
破産者　本間　定男
免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
平成23年11月２日　新潟地方裁判所佐渡支部
平成２２年（フ）第３３号
新潟県佐渡市栗野江1257番地４
破産者　本間　俊丸
免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
平成23年11月２日　新潟地方裁判所佐渡支部
平成２３年（フ）第１０号
新潟県佐渡市両津夷194番地
破産者　吉田　襟子
免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
平成23年11月２日　新潟地方裁判所佐渡支部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第３号
静岡県富士市蓼原８番地
清算株式会社　株式会社八木鉄工所
清算人　岡田　弘志
１　決定年月日　平成23年11月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
静岡地方裁判所富士支部
平成２３年（ヒ）第３９号
京都市山科区椥辻草海道町９番地の５　東洋ビル４Ｆ
清算株式会社　株式会社ティディエス
１　決定年月日　平成23年11月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第５民事部

包括的禁止命令

平成２２年（再）第９号
大阪市中央区心斎橋筋２丁目７番18号、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区京橋１丁目１番５号
再生債務者　Ｕ．Ｆ．Ｏ．株式会社
主文　すべての債権者は、破産手続開始の決定があるまでの間、再生債務者の財産に対し、強制執行等及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。）をしてはならない。
平成23年10月28日
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令

平成２３年（再）第８号
熊本県阿蘇市内牧1081番地
再生債務者　株式会社パワークロス
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　熊本市京町２丁目14番25号　弁護士　迫　　邦夫
平成23年11月２日
熊本地方裁判所民事第１部

再生債権の特別調査期間

平成２３年（再）第１３号
名古屋市守山区大字下志段味字池田810番地
再生債務者　株式会社アサヒグラフィックス
特別調査期間　平成23年11月18日から平成23年11月25日まで
平成23年11月２日
名古屋地方裁判所民事第２部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第１号
鳥取県西伯郡南部町荻名753番地123
再生債務者　グリーンパーク大山株式会社
１　決議に付する計画案　平成23年10月５日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成23年12月20日午後２時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成23年12月13日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成23年12月13日
平成23年11月１日　　鳥取地方裁判所民事部

再生手続終結

平成１９年（再）第３号
京都市南区上鳥羽岩ノ本町87番地２、前住所京都市南区唐橋堂ノ前町49番地
再生債務者　株式会社井六園
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成23年11月２日
京都地方裁判所第５民事部
平成２０年（再）第３号
大阪府東大阪市小若江２丁目１番９号
再生債務者　株式会社ニチエイ
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成23年11月１日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２０年（再）第１３号
大阪市淀川区西中島２丁目11番29号
再生債務者　俣野株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成23年11月１日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２０年（再）第１６号
大阪府守口市南寺方東通１丁目10番８号、開始決定時の本店所在地大阪府守口市南寺方南通３丁目14番20号
再生債務者　株式会社キンペックスインターナショナル
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成23年11月２日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（再）第３１号
兵庫県三木市吉川町吉安877番地の１
再生債務者　株式会社関西ゴルフ倶楽部（旧商号三明株式会社）
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年10月31日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続廃止

平成２２年（再）第１０号
大阪市福島区福島７丁目20番18―4903号
再生債務者　谷　　絹子
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　裁判所の定めた期間若しくはその伸長した期間内に再生計画案の提出がなかった。
平成23年11月１日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（再）第１１号
大阪市福島区福島７丁目20番18―4903号
再生債務者　谷　　誠
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　裁判所の定めた期間若しくはその伸長した期間内に再生計画案の提出がなかった。
平成23年11月１日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第１９４号
さいたま市岩槻区美幸町３番11号
再生債務者　西畑　勝利
１　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年11月22日まで
４　一般異議申述期間　平成23年12月６日から平成23年12月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部
平成２３年（再イ）第２５９号
千葉県船橋市東船橋１丁目34番27号
再生債務者　岩井　　隆
１　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年11月22日まで
４　一般異議申述期間　平成23年12月６日から平成23年12月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係